# 令和2年度 第7回大潟区地域協議会次第

日時 令和2年10月22日(木)午後6時30分から 会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

- 1 開 会 2 会長あいさつ 3 諮問事項 諮問第62号 照明設備(大潟町中学校屋外テニスコート)の廃止に ついて …資料No.1 4 報告事項 頸北地区地域協議会委員合同研修会での活動報告について …資料No.2 5 協議事項 令和2年度大潟区地域活動支援事業の振り返り 6 その他
- 7 閉 会

# 「諮問」について ~「上越市地域協議会委員手引き」より抜粋~

### ○諮問・答申とは

諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

具体的には、区内の重要な公の施設(集会施設など)の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などに、地域協議会に市長が諮問します。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える(附帯意見)ことができます。なお、その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、<u>地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。</u>地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すことになります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な行政改革の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

#### ○どのような基準で諮問が行われるの?

条例に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

### ◎上越市地域自治区の設置に関する条例

- 第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
  - (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化 に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び 市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場 合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
  - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項

(3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

なお、運用上、次の事項については、諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定
- ・公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止、指定管理者の更新
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の 変更

### ○諮問・答申のポイント

■ 諮問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聴くものです。

諮問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非や良し悪しを聴くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に諮問することは行いません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に諮問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ諮問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を審議する役割を担っているためです。

■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

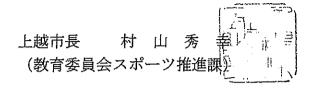
市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。

令和2年10月22日(木) 第7回大潟区地域協議会 資料No.1

上教ス第4863号 令和2年10月6日

大潟区地域協議会

会 長 君 波 豊 様



照明設備(大潟町中学校屋外テニスコート)の廃止について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により 意見を求めます。

記

諮問第62号 照明設備(大潟町中学校屋外テニスコート)の廃止について ※ 諮問内容については、別紙のとおり

### [諮問理由]

設備の老朽化が進む中、近年の夜間利用は少なく、市内には同様の機能を有する施設が複数あり、今後も著しい利用の増加が見込めないことから、照明設備(大潟町中学校屋外テニスコート)を廃止することに関し、大潟区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの

	現況	諮問内容
1	目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく 豊かな生活の形成に寄与することを目的に設置する。	1 廃止予定日 令和3年3月31日
2	名称 照明設備(大潟町中学校屋外テニスコート)	
3	位置 上越市大潟区潟町 575 番地	
4	設置数 4 基	
5	利用時間 日没から午後9時まで	
6	休館日 11月1日から翌年3月31日まで	
7	利用料金           区分         占用使用料(1時間につき)           テニスコート1面         510円	

<sup>※</sup> 施設の利用状況等については参考資料のとおり

# 照明設備 (大潟町中学校屋外テニスコート) の廃止について

### 1 施設概要

(1) 施設名称:照明設備(大潟町中学校屋外テニスコート)

(2) 設 備:照明塔4基(コート3面) (3) 設置年:昭和57年11月(築37年)

(4) 維持管理:直営(令和元年度維持管理費:1,395千円)

(5) 使用料:1面(1時間につき)510円

### 2 利用状况(平成27年度~令和元年度)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	5か年平均
利用者数	1,792人	1,683人	1,725人	1,220人	2,035人	1,691人
うちナイター	1,270人	1,171人	901人	637 人	1,153人	1,027人
利用件数	168 件	156 件	139 件	75 件	151 件	138 件
うちナイター	116 件	108 件	93 件	46 件	96 件	92 件

### 3 廃止後の取扱について

照明設備の廃止後は、日中のみ開放するテニスコートとして運用していく

### 4 今後の予定

令和2年 10月 地域協議会に諮問

11月 上越市教育委員会で関係条例の審議

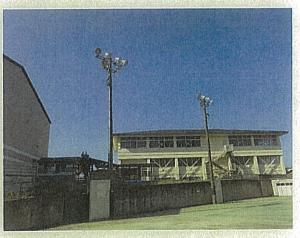
12月 上越市議会に関係条例を提案

令和3年 3月 施設廃止(3月31日廃止)

6月 解体·撤去工事 着手

### 5 現状





## 自主的審議事項「大潟区の魅力発見・発信」の取組と成果について

大潟区地域協議会

### ■ 地域協議会、検討会等の経緯(主なもの)

### 【28 年度】

- ○平成28年10月:委員研修会
  - ・上越市創造行政研究所 内海主任研究員を講師に、「人口と世帯数の動向から考える大潟 区の将来」と題し、3 グループに分かれて大潟区の強みや弱みについて意見交換を行っ た。
- ○平成29年2月:第12回地域協議会
  - ・「自主的審議事項」として『大潟区の魅力発見、発信について』を正式決定した。
- ○平成 29 年 3 月:第13 回地域協議会
  - ・大潟区内で「残していきたいもの」・「伝えていきたいもの」として、項目をリスト化 し、具体的にどのように進めるか意見交換を行った。

### 【29 年度】

- ○平成29年4月:第1回地域協議会
  - ・検討会を設置(7名の委員で構成)し、詳細の協議に入る。
- ○平成29年5月:第1回検討会
  - ・資料「大潟区内で『残していきたいもの』・『伝えていきたいもの』」に基づき協議を 行い、「発信」のポイント項目を絞りこんだ上で、残りの項目は「資料」として伝承 していく方向性を確認。
- ○平成29年6月:第2回検討会
  - ・昭和62年(町制施行30周年)と平成14年に作製された、大潟町を紹介するビデオ2本を視聴し、「発信」方法や内容を協議。(市観光DVD【上越物語】も後日視聴。)
- ○平成29年7月:第3回検討会
  - ・自然、四季、景観等の観点から「発信」のポイントを5つ程度の項目に絞り込む。
- ○平成29年11月:第4回検討会
  - ・5、6人程度で2つの「発信」ポイントを協議する3つのグループ分けをすると共に、 今後のスケジュールを協議。
- ○平成29年11月:第1回大潟区連絡会議
  - ・町内会長協議会及びまちづくり大潟に対して、自主的審議事項「大潟区の魅力発見・ 発信」の進捗状況を説明するとともに、「成果品」の完成に向けた協力を依頼。

### ■ グループ協議の内容

### 〇第1グループ(地引網・夕日、松林・キャンプグループ)

#### 《地引網》

- ・かつては漁船30隻、網元14件で漁業が盛んな村。(潟町村・犀潟村)
- ・大潟の「くらしの原風景」を今に残す。(半農半漁でのなりわいの歴史)

### 《夕日》

- 大潟はブルーとオレンジが似合うまち。
- ・海・砂丘・松林がオレンジー色に輝く夕陽の魅力。

### 《鵜の浜温泉》

- ・潮騒の聞こえる上越市唯一の海に面した温泉街。
- ・温泉が楽しめるリゾートビーチとしても高い知名度と満足度。
- ・荒波・冬の日本海料理を売り出す。

### 《松林&キャンプ場》

- ・心を癒す美しい松林と、緑に囲まれた収容500名のキャンプ場。
- ・大潟の海岸沿いに映えるクロマツベルト地帯は、県外からも多くの集客。
- ・松林とアスレチック、夕日の森までの散策ロードで森林浴スポットとして活かす。

### ○第2グループ (野鳥・潟湖、小山作之助グループ)

#### 《野鳥と潟湖》

- ・地質学上、珍しい地形であり、30数種以上の野鳥が集う環境。
- ・自然豊かな環境の中で五つの潟湖。

#### 《小山作之助》

- ・郷土の生んだ偉人。
- ・資料の展示…いつでもだれでも見られる場所。
- ・進める上で顕彰委員会のようなものが必要。

#### 〇第3グループ(かっぱ祭り、体操アリーナグループ)

#### 《かっぱ祭り》

- ・「鵜の池のカッパ」伝説を含め、かっぱ祭り(大潟祭り)の由来。
- ・大潟区住民あげて(大勢参加)のお祭りであること。
- ・地域の他の祭りやかっぱ祭りに関連するもの。

#### 《体操アリーナ》

- ・これまで、区内で体操についての育成や取り組みが体操アリーナ新設に結び ついた経緯について。
- ・着工から完成まで、また、完成後のアリーナ自体の風景。

#### ■ まちづくり大潟との連携(平成30年度~)

- •映像化、資料化
- ・「発信」の対象や手法
- キャッチコピーやストーリー性
- ・スケジュール (案)

### ■ DVD 作成までの取組み

【30年度】

- ○平成30年4月
  - ・まちづくり大潟に地域協議会での検討内容を説明
  - ・成果品をDVDとし、情報発信のポイントを次の6項目とした
    - ○地引網、夕日、鵜の浜温泉
    - 〇ハクガン(野鳥)、五つの潟湖(せきこ)
    - 〇松林&キャンプ場
    - ○小山作之助生誕の地
    - 〇かっぱ祭り(伝説)
    - 〇 (仮称)上越市体操アリーナ ※現在の上越体操場 (ジムリーナ)

#### ○平成30年7月

- ・まちづくり大潟と検討会委員による構成案等協議
- ・まちづくり大潟が事業実施団体となり、地域活動支援事業提案書提出 ※30年度は「秋・冬のコンテンツ撮影」を事業提案
- ○平成30年8月(~31年3月)
  - ・企画、立案、シナリオ作成、映像撮影(秋・冬のコンテンツ)、編集作業
- ○平成 30 年 10 月
  - 地域活動支援事業交付決定
- ○平成 31 年 3 月
  - · 平成 30 年度分事業完了。地域活動支援事業実績報告書提出

### 【令和元年度】

- ○平成31年4月~
  - ・地域活動支援事業提案書提出(春・夏・秋・冬のコンテンツ撮影、編集、DVD 作成)
  - ・映像撮影(春・夏・秋・冬のコンテンツ)、編集作業

#### ○令和2年2月

- ·DVD 完成、住民に向け 2 回の試写会(2 月 27 日、29 日)を開催
- ・日本語のほか、英語、中国語、韓国語、台湾語、ドイツ語版を製作した

### ○令和2年3月

地域活動支援事業実績報告書提出

### 事業の成果等について

#### 【周知・配布】

- ○DVD 作成について、まちづくり大潟のホームページ、広報に掲載、また、地元の新聞、CATV、ラジオ放送で広く周知。
- ○市役所関係課(観光交流課、自治地域振興課、共生まちづくり課、各区総合事務所等)、 観光コンベンション協会、図書館、区内の振興会、報道機関(新潟日報、上越タイムス、 JCV、FM上越等)、大潟区内の団体、東京大潟会事務局等に配布

(10/19 現在の配布数: 203 枚)

○その他希望者には1枚500円で実費販売(10/19現在の販売数:79枚)

#### 【 成果等 】

- ○新型コロナウイルス感染拡大対策による各種イベント自粛・中止のため、東京大潟会総会での上映等、予定していたイベント等での上映が不可能となったが、ホームページやマスコミ報道により、広く周知することができた。
- ○ホームページでは、四季に分け分割したファイルで掲載し、県外在住の大潟区出身者を はじめ、上越市出身者から好評を得ている。
- ○日本語以外の5か国語版を作成したことから、新潟県の海外観光 PR 担当部署など、 海外で観光・コンベンション誘致を行う関係者から問い合わせ受けている。
- ○大潟区の魅力発信だけでなく、上越市のイベントや観光名所も取り入れたことから、 広く全国に向けた上越市の PR ができた。

### 令和2年度地域活動支援事業大潟区取組方針

### 1. 大潟区の採択方針

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

#### ■優先して採択する事業

- ・福祉や健康を充実させるための事業
- ・安全安心な地域づくりのための事業
- ・交流人口の拡大等のための事業
- ・地域資源等を活かした事業
- ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

#### ■その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

#### 2. 提案事業の制限

①同一団体による提案件数制限…なし

#### 3. 審查方法

- ①審査員
  - ・地域協議会委員が審査を行う
  - ・審査員が提案事業の利害関係者であっても審査を行うことができる (利害関係者=事業提案の代表者、担当者、構成員)
- ②審査内容
  - ・書類及びプレゼンテーションにより審査する
- ③採点方式
  - · 個別採点方式

#### 4. 審査項目と事業の採択

- ①基本審査
  - ・地域活動支援事業の目的の合致 適・否

### ②共通審査項目と点数配分

審査項目	審査の視点	
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で 活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか	5 法
	提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	
	地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか	
	地域の実情や住民要望に対応したものか	
必要性	緊急性の高い提案事業であるか	
	ほかの方法で代替できないものであるか	
	補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なも のであり、その規模も必要な限度となっているか	
	目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか	
実現性	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	5 点
	資金調達の規模や時期に無理はないか	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5 点
	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	
発展性	提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	5 点
	事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できる か	

#### ③事業の採択等

- ・最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。
- ・出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。
- ・「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額 を決定する。
- ・「優先して採択する事業」の平均点 12.5 点未満の事業は不採択とする。
- ・配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で 採択・補助額を決定する。
- ・「その他の事業」の平均点 12.5 点未満の事業は不採択、平均点 12.5 点以上 15 点未満は 協議のうえ決定する。
- ・区配分額に達した時点における提案事業は、提案者に補助金交付予定額による事業の実施可否を確認した上で、採択(又は辞退)を決定する。ただし、協議により、他の提案事業の補助率や補助金額を減額することにより調整を図ることを妨げない。
- ・辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。

#### 5. 審査手順

(審査前)

- 1. 事前に提案書の写しを委員へ送付(各自内容を確認)
- 2. 審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ
- 3. 提案者へ質問事項送付

#### (審査)

- 4. 提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。
- 5. 基本審査(地域活動支援事業の目的との適合)
- 6. 採択方針との適合(優先して採択する事業の仕分け)
- 7. 共通審査(採点、集計)
- 8. 採択事業・補助額の決定
- 9. 採択する事業に関わるその他の協議(結果通知の特記事項に記載) …交付条件

#### 6. 補助金額(助成回数・補助率・限度額)

- ・助成回数:同一事業は3回まで(平成22年度採択からの助成回数)
- ・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て
- ・補助金の上限額は設けない
- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申 請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。

#### 7. 成果報告

実績報告書とは別に、活動の成果を2月~3月頃に公開で報告する。

開催方法及び報告事業数は、成果報告会開催までに地域協議会で協議をして決定する。

#### 8. 募集期間

- ・令和2年4月1日(水)~ 5月7日(木) ※元年度は、4月1日(月)~5月7日(火)
  - ○提案書を委員へ発送 5月中頃
  - ○質問事項取りまとめ(勉強会) 5月下旬
  - ○プレゼンテーション(協議会) 6月上旬
  - ○基本審査、採点(協議会) 6月上旬
  - ○採択事業・補助額決定(協議会)6月中旬

#### 9. 周知•事前相談

- ・3月2日(月)からを新年度の募集に向けた相談期間とする(事業の趣旨や提案書の書き方等について説明)
- ・事前相談の実施に合わせ、事前告知のチラシを区内に回覧するとともに、「募集概要」を希望者に配布する。(「募集要項」は4月1日号で全戸配布)
- ・事前相談及び募集について、防災行政無線を活用して区内に周知するとともに、町内会長協議会で説明及びPRを行う。

# 令和元年度上越市地域活動支援事業(大潟区)の 制度に関するアンケート

提案者名(団体名): 事業名:

1. 募集要項(全戸配布)	2. 防災行政無線	3. 総合事務所からの案内
4. 前任者からの引継ぎ	5. その他(	
<b>享集期間について</b>		<del></del>
	日~5 月 7 日でしたが、期	間についてどのように感じましナ
該当するもの <u>一つに</u> 〇を付	けてください。	
1. 長い	2. ちょうどよい	3. 短い
是出期限について		
∄出期限について 提案の提出期限が5月7日	でしたが、期限についてと	ごのように感じましたか。
		ごのように感じましたか。
提案の提出期限が5月7日		<b>ごのように感じましたか。</b> 3. 遅い
提案の提出期限が5月7日 該当するもの <u>一つに</u> 〇を付	けてください。	
提案の提出期限が5月7日 該当するもの <u>一つに</u> 〇を付 1. 早い	けてください。 2. ちょうどよい	3. 遅い
提案の提出期限が5月7日 該当するもの <u>一つに</u> 〇を付 1. 早い	けてください。	3. 遅い
提案の提出期限が5月7日 該当するもの <u>一つに</u> 〇を付 1. 早い ( 提出期限は、いつ頃が良	けてください。 2. ちょうどよい	3. 遅い
提案の提出期限が5月7日 該当するもの <u>一つに</u> 〇を付 1. 早い ( 提出期限は、いつ頃が良 <b>集方法について</b>	けてください。 2. ちょうどよい いと思いますか。	3. 遅い <u>月</u> 上旬. 中旬. 下旬
提案の提出期限が5月7日 該当するもの <u>一つに</u> 〇を付 1. 早い ( 提出期限は、いつ頃が良 <b>集方法について</b>	けてください。 2. ちょうどよい いと思いますか。 からの提案が少ない状況で	3. 遅い <u>月</u> 上旬. 中旬. 下旬 です。提案者の方から見て、どの

# 2. 支援内容

### ○補助額について

高額な補助希望額の提案があり配分額を超えた時、補助金が減額される場合があります。補助 希望額に上限を設定することについて、どのように思われますか

該当するもの<u>一つに</u>〇を付けてください。

1.	上限を設定してもよい		
	(理由:		)
	上限の額はいくらが良いと思いますか(	万円)	
2.	上限は設定しない方がよい		
	(理由:		)
3.	その他(		)

#### ○助成回数について

大潟区では、提案団体の自立性を求めるため、同一事業の提案は3回までとしていますが、 どのように思われますか。

該当するもの一つに〇を付けてください。

1.	3回まででよい	
	(理由:	)
2.	4回以上提案可能とした方がよい(何回まで: 回)	
	(理由:	)
3.	その他(	)

### ○対象経費について

対象となる経費についてどのように感じましたか。 該当するもの**一つに**〇を付けてください。

<ol> <li>特に問題はなかった</li> <li>経費の制限が厳しかった →何の経費でしたか(経費名: )         <ul> <li>(※↓に該当があれば○を付けてください)</li> <li>事業内容を変更した</li> <li>事業規模を縮小した</li> <li>自己負担金が増えた</li> <li>その他( )</li> <li>特に問題はなかった</li> <li>(※費の制限が厳しかった )</li> <li>(※→に該当があれば○を付けてください)</li> <li>1. 事業内容を変更した</li> <li>2. 事業規模を縮小した</li> <li>3. 自己負担金が増えた</li> <li>)</li> <li>(※→上に該当があれば○を付けてください)</li> <li>(※→上に該当があれば○を対すではいがあればいのはないがあればいのはないがあればいのはいがあればいのはないがあればいのはいがないがはいがあればいのはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはい</li></ul></li></ol>		H/\-		1,22 5 6	
<ul> <li>(※↓に該当があれば○を付けてください)</li> <li>1. 事業内容を変更した</li> <li>2. 事業規模を縮小した</li> <li>3. 自己負担金が増えた</li> </ul>		1.	特に問題はなかった		
<ol> <li>事業内容を変更した</li> <li>事業規模を縮小した</li> <li>自己負担金が増えた</li> </ol>	Ì	2.	経費の制限が厳しかった -	→何の経費でしたか(経費名:	)
2. 事業規模を縮小した 3. 自己負担金が増えた			(※↓に該当が	ぶあれば○を付けてください)	
3. 自己負担金が増えた			1. 事	手業内容を変更した	
			2. 事	F業規模を縮小した	
3. その他(			3. 自	己負担金が増えた	
		3.	その他(		)

# 3. 応募方法

### ○提案書について

提案書の作成についてどう思われましたか。 該当するもの**全てに**〇を付けてください。

1.	特に問題はなかった	2.	項目が多い
3.	内容が難しい	4.	書き方がわかりにくい
5.	添付書類が多い	6.	その他 ( )

# 4. 審査方法

#### 〇プレゼンテーションについて

今年度の審査は書類審査とプレゼンテーション(事業内容の提示、説明)で行いましたが、 プレゼンテーションの必要性についてどう思いますか。

該当するもの一つに〇を付けてください。また、その理由も書いてください。

1.	プレゼンテーションを行った方がよい	
	(理由:	)
	プレゼンテーションを行わない方がよい	
	(理由:	)
3.	どちらでもよい	
4.	その他(	)

# 5. その他

#### ○事業の継続について

大潟区では、同一の事業に対して、助成は 3 回までとしています。補助金がなくなってからも 事業の継続が可能ですか。

1.	事業の継続が可能である	
	(継続方法:	)
2.	事業の継続が困難である	
	(理由:	)
3.	わからない	
	(理由:	)

(	① <u>同事業</u> で令和2年度の地域活動支援事業(大潟区)に応募する予定はありますか。					
	該当	áするもの <u>一つに</u> ○を付け	てくた	ださい。 <u>(3回目の採択だ</u>	った事	業は記入不要です。)
_						
	1.	応募する	2.	応募しない	3.	わからない
(	② <u>新力</u>	<u>とな事業</u> で令和 2 年度の	地域活	<b>岳動支援事業(大潟区)</b> (	こ応募	する予定はありますか。
	1.	応募する	2.	応募しない	3.	わからない
	その(f 当事第	_	ました	-らご自由にお書きくだ。	さい。	

〇次年度の応募予定について

ご協力ありがとうございました。 <u>11月27日(水)</u>までにご回答願います。